



学生向け 七尾市保育士等修学資金貸付制度

保育士資格などの新規取得を応援するため、修学に必要な費用を支援する制度です。卒業後、市内の私立保育園・私立認定こども園で、5年間勤務すると返還が免除されます(最低就労時間などの条件あり)。

貸付内容

- 貸付金額 月額5万円以内
- 貸付期間 2年以内



申込方法

必要書類を子育て支援課へ持参または郵送してください。

※審査の結果、貸し付けできない場合があります。

郵送先

〒926-0811 御祓町1番地 パトリア3階

必要書類

- ・申請書
(市ホームページからダウンロードするか子育て支援課の窓口で受け取れます)
- ・在学する短期大学などの推薦書
- ・申請の理由や動機(400字程度の作文)

募集人数

- 令和6年3月卒業見込みの人 3人
(現在、短期大学または専門学校2年生、大学4年生)
- 令和7年3月卒業見込みの人 3人
(現在、短期大学または専門学校1年生、大学3年生)

対象者

申請日時点で保育士養成施設などに在学し、次の条件を満たす人

- ①保育士養成施設などを卒業後、市内の私立保育園や私立認定こども園で保育士・保育教諭として働く意思がある。
- ②市内に住所がある、または以前にあったことがある。

申込期限 **5月31日(水)**

働く人向け 七尾市保育士等就労奨励金

市に転入し、市内保育園などに就労する保育士などに対し、就労奨励金を交付します。

- 金額 10万円 (転入時、満30歳未満の場合15万円)

- 対象者 次の①～⑤の全てを満たす人 ※詳細は市のホームページに掲載しています。



- ①市内私立保育園や私立認定こども園に新たに就労することが決定した人
- ②2年以上継続して勤務することが見込まれる人
- ③保育士・保育教諭として1日6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務する人
- ④転入の日から90日以内に就労、または就労の日から90日以内に転入した人。ただし、保育士資格などを取得するため、市内に住民登録をしたまま市外に居住していた場合は、その事実を証明できる人。
- ⑤七尾市保育士等修学資金の貸付を受けていない人

- 申込期限 転入などの日または就労日のいずれか遅い日から90日以内

